

⑫ 法 務 省

法人名	日本司法支援センター(平成18年4月10日設立) (理事長:寺井 一弘) ※平成18事業年度評価から、独立行政法人同様に評価を実施。
目的	内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者(弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。)のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援(以下「総合法律支援」という。)に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする。
主要業務	1 法制度、相談機関・団体等(弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等)に関する情報を無料で提供する情報提供業務。2 資力の乏しい方に対し、無料法律相談を行い、必要な場合、法律の専門家を紹介し、裁判費用や弁護士又は司法書士の費用の立替えを行う民事法律扶助業務。3 国選弁護人等になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補者の指名及び裁判所への通知、国選弁護人等に対する報酬・費用の支払いなどを行う国選弁護関連業務。4 法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消に向けた司法過疎対策業務。5 刑事手続への適切な関与や、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報提供、犯罪被害者等支援の情報収集、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士の紹介を行う犯罪被害者支援業務。
委員会名	日本司法支援センター評価委員会(委員長:山本 和彦)
分科会名	—
ホームページ	法人: http://www.houterasu.or.jp/ 評価結果: http://www.moj.go.jp/housei/sougouhouritsushien/shingi_shien.html

中期目標期間 4年間(平成18年4月10日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	1. A、B、Cの3段階評価。ただし、中期目標に係る業務の実績に関する評価については、委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合にはA ⁺ と評価できる。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>						
1. 総合法律支援の充実のための措置						
(1) 総括	A×1 B×2	A×1 B×2	A×2 B×3	A×2 B×3	A×2 B×3	
(2) 情報提供・関係機関連携強化	A	A	A×2	A×2	A×1 B×1	
(3) 民事法律扶助	B	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A ⁺ ×1 B×1	
(4) 国選弁護人確保	B	B	A×1 B×1	A×1 B×1	B×2	
(5) 司法過疎対策	B	B	B	B	B	
(6) 犯罪被害者支援	A	A	A	A×2	A ⁺	
2. 業務運営の効率化						
(1) 総括	A	A	A	A	A	
(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	A	A	A×2	A×2	A×2	
(3) 民事法律扶助・国選弁護人確保	B	A×1 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	
(4) 司法過疎対策	A	B	B	B	B	
3. 提供するサービスその他の業務の質の向上						
(1) 情報提供	A	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(2) 民事法律扶助	B	B	B×2	B×2	B×2	
(3) 国選弁護人確保	A	B	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	
(4) 犯罪被害者支援	A	A	A×4	A×4 B×1	A ⁺ ×1 A×3	
(5) 司法過疎対策	A	A	A	A	A	
(6) 関係機関連携強化	A	A	A	A	A	
4. 財務内容の改善	B	B	A×2 B×1	A×2 B×1	A×1 B×2	
5. 予算、収支計画及び資金計画	A	B	A	A	A	
6. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	
7. 重要な財産の譲渡等	—	—	—	—	—	
8. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	
9. その他業務運営に関する事項						
(1) 施設・設備に関する計画			A	A	A	
(2) 人事に関する計画	B	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 21年5月の裁判員制度の施行や被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に対応できるだけの人・物的体制を整える中で、中期目標期間終了時の体制整備の総仕上げを行うとともに、前年度までに軌道に乗せた各種業務を円滑に遂行しつつ、現実の業務遂行の場面で何らかの改善等が必要になった場合には、適切に改善に向けた取組を行うことが求められたため、このような業務遂行、取組が行われたか否かを指標として評価。

- 21年度の業務実績を総括的にみると、おおむね順調に中期計画の履行が進捗していたと認められるが、昨年度に続き、第2期中期目標期間に向けて、一部で改善に向け更なる努力を要する面(①支援センターの認知度が依然低いこと、②常勤弁護士の確保に難航していること、③民事法律扶助の償還金確保に向け、更に工夫を凝らした取組が必要であること)もあった。
- 体制整備については、21年度の業務量拡大を踏まえた対応が行われ、多様な雇用形態の活用、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程による人件費管理・人事評価、職員に対する研修等がされている。また、各種業務を円滑に遂行する上で不可欠な関係機関・団体との連携関係を強化し、利用者及び関係機関等の意見・要望等を業務運営に反映するための地方協議会、有識者の意見を業務運営に反映するための顧問会議の開催等の取組も地道に継続されており、これらの体制整備に関する取組は評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	日本司法支援センターの業務実績	府省評価委員会による評価結果等
総括	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 戦略的な広報活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> コールセンターにおける情報提供件数は前年度比約40%増、民事法律扶助の法律相談援助件数は前年度比約32%増 22年2月下旬の認知度調査では、認知度が37.3%と前年度(同24.3%)と比べ大幅に増 各地方事務所において、1回以上の地方協議会の開催(合計86回) 常勤弁護士採用説明会の開催(29回) 	<ul style="list-style-type: none"> コールセンターにおける情報提供件数等の増加、認知度調査の結果が向上したことなどから、広報活動に関する各種取組が一定の成果を上げたことは認められるが、約37%の認知度は決して満足できる数値とは言えず、より一層効果的で効率的な広報活動を工夫し、認知度向上に努めることが必要。 認知度の向上に対応した利用増加や司法過疎地域の解消を図るためにも、採用する常勤弁護士の質にも配慮しつつ、確実に所要の常勤弁護士を採用できるよう、更なる採用活動の充実強化を期待。
総括 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	2(1) 2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 物品等の調達については、原則として競争的手法によることとし、いわゆる少額随意契約による場合でも、複数の業者から見積書を徴するなどして、一般管理費の節減を図った。 コールセンターの21年度契約内容は、20年度実績から、年間受付件数を電話377,267件(前年度比約138%増)、メール24,574件(同150%増)と推定してその件数に応じた要員を配置しつつ、その他の諸経費について見直したことにより20年度契約金額より低額にするなど、必要な業務量に応じた効率的な業務運営を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務内容に応じた弾力的で多様な雇用形態の導入、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程の策定、採用・昇給・昇格の公正なルールの適用等、適正な人員配置及び人件費管理を引き続き実施。物件費等についても、一般競争入札等の競争的手法によることを原則としており、全体的に、効率的かつ円滑な業務運営に向けた取組は良好と評価。 コールセンターにおいて電話・メールによる情報提供を一元的・集中的に実施。増加することが見込まれた業務量に応じてオペレーター等の配置を行いつつも、外部委託費の総額を前年度よりも低額に抑えるなど、適切な取組を実施。全体として、効率的な業務運営を行っていることと評価。
情報提供	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> FAQを随時更新等。約750問をHPで公開。 コールセンター、地方事務所及びウェブによる利用者アンケートを実施。 コールセンター:5段階評価で4.4の満足度 地方事務所:5段階評価で4.3の満足度 ウェブ:3.6の満足度 	<ul style="list-style-type: none"> FAQのより一層の充実、使いやすさの更なる向上に取り組むことを期待。 利用者の満足度やニーズを把握するための調査について、回答率の向上及び調査の客観性の確保に配慮するとともに、オペレーターごとの対応のばらつき等の解消など情報提供の質の向上に生かしていくことを期待。
民事法律扶助	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 援助申込みから審査実施までの期間(短縮:13地方事務所、横ばい:35地方事務所) 犯罪被害者に対する法律相談援助件数:3,307件(前年度の約5.7倍)、代理援助件数:1,105件(同約6倍) 精通弁護士数1,822名のうち1,664名(294名増)を契約弁護士として確保 	<ul style="list-style-type: none"> 援助申込みから審査実施までの期間を短縮できたのは13地方事務所にとどまり、審査体制の更なる合理化を含む、援助申込みから法律相談援助を経て代理援助又は書類作成援助が行われるまでの期間の短縮へ向けた取組を期待。 全ての地方事務所ですべての犯罪被害者に対する充実した援助が着実に実行されていることについては評価。
国選弁護人確保	3(3)	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との協議の場を通じて、迅速かつ確実に指名通知が行える当番制名簿により、選任態勢の確保を図った地方事務所がある。 全ての地方事務所において、指名通知の目標時間を定め、おおむね所定の目標時間内に指名通知が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ確実な国選弁護人選任態勢確保に向けた具体的な取組が行われている地方事務所があることを評価。 全ての地方事務所においておおむね所定の目標時間内に指名通知が行われていることを評価。 関係団体と協議するなどして、国選弁護活動の充実を図るといった観点から契約弁護士の質の向上に向けた取組について検討すべき。
犯罪被害者支援	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員のほか、同担当以外の職員についても、犯罪被害者への二次被害を防止するため、犯罪被害者支援に関する研修を実施。 犯罪被害者に精通している弁護士:1,839名 精通弁護士の紹介件数:898件 被害者参加弁護士契約弁護士数:2,219名 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者支援に精通した窓口対応専門職員を適切に配置していることを評価。 統計データ等を指標として犯罪被害者の総数を把握し、それとの対比で業務の効果測定を行う仕組みを構築するなど業務の質の向上に向けた努力を引き続き期待。 犯罪被害者に対するより適切な情報提供等の支援が行えるような態勢を構築するなどの取組も期待。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし